

高砂市民病院 指定管理者募集要項

令和8年(2026年)1 月

高砂市

■目次

第1章

・1-1 指定管理者制度の趣旨	1
・1-2 指定管理者制度導入の経緯	1
・1-3 現在の市民病院の概要	1
・1-4 これまでの実績	3
・1-5 指定管理の事業年度及び指定管理期間	3
・1-6 高砂市民病院がめざす姿	3
・1-7 新病院の整備	4
・1-8 指定管理者が行う業務	4
・1-9 自主事業	10
・1-10 特定提案	11
・1-11 指定管理者として遵守すべき事項	11
・1-12 指定管理業務のリスク分担、責任	13
・1-13 医療事故への対応	15
・1-14 職員の処遇について	16

第2章

・2-1 応募に関する事項	17
・2-2 審査及び選定に関する事項	22
・2-3 協定の締結及び指定管理者の指定	24
・2-4 指定管理者が管理を開始するまでの開業準備、引継	25
・2-5 協議	25
・2-6 事業実施状況のモニタリング等	26
・2-7 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置	26
・2-8 指定期間満了前の指定の取消	27
・2-9 指定期間終了又は指定取消後の引継	28
・2-10 特約条項	28
・2-11 参考資料	29
・2-12 担当部署、問い合わせ先	29

■第1章

▼1-1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上及び経費の節減を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入された。この制度により、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業やNPO法人等幅広い団体に委ねることが可能となった。

このたび、令和9年4月から高砂市民病院(以下「市民病院」という。)の管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募するものとする。

▼1-2 指定管理者制度導入の経緯

市民病院は、医師不足等により入院収益・外来収益が減収となる一方、給与費をはじめとした各種経費が収入に見合わず、厳しい経営状況が継続している。

また、新病院開院後10年間の経営状況についても同様の状況が続くと見込まれている。こうした状況を踏まえ、現在の公設公営による運営から、市民病院が抱える課題を最も解決できる手法により、将来にわたり公立病院として存続可能な経営形態へ変更する必要がある。

各種経営形態の特徴について比較検討した結果、市民病院の新たな経営形態として「指定管理者制度」を導入することとする。

ついては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び高砂市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年高砂市条例第50号)第9条第1項の規定に基づき、市民病院の指定管理者を公募することとする。

▼1-3 現在の市民病院の概要

1 概要

(1)名称 高砂市民病院

(2)所在地 高砂市荒井町紙町33番1号

(3)診療科 21診療科(内科、消化器内科、循環器内科、緩和ケア内科、精神科(休止中)、小児科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、胸部外科、整形外科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、形成外科、産婦人科(産科は休止中)、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科)

(4)病床数 一般病床199床(うち急性期病床78床、回復期病床97床、緩和ケア病床18床、人間ドック病床6床)

(5)主な施設認定 健康保険法に基づく保険医療機関、労災保険指定医療機関、難病医療費助

成指定医療機関、身体障害者福祉法指定医、生活保護法指定医療機関、救急告示病院、指定自立支援医療機関(精神通院医療)、指定自立支援医療機関(更生医療)、指定自立支援医療機関(育成医療)、老人保健法、臨床研修指定病院

(6)その他 健診センター、高砂こども療育支援センター、訪問看護ステーション

2 建物・敷地

(1) 敷地面積 23,485.36㎡

(2) 建物及び構造

ア 鉄筋コンクリート造 地上6階 地下1階

イ 病院本館 延床面積26,705.91㎡(建築面積6,611.980㎡)

(3)施設の構成

区分	建物の内容
6F	人間ドック、病室(緩和ケア)
5F	病室、血液浄化センター
4F	病室、血液浄化センター
3F	病室、手術室
2F	事務局、医局、図書室、検査室、中央滅菌室、訪問看護ステーション
1F	総合案内、医事カウンター、各科外来診察室、薬局、検査室、放射線室、リハビリテーション、患者支援センター、授乳室、医事相談室、医療相談室、看護相談室、栄養指導室、健診センター
B1F	厨房、物品管理センター、中央監視室、電気室、機械室、霊安室

3 診療日等

(1)診療日 月曜日から金曜日まで

受付時間 午前8時30分から午前11時00分まで

(2)休診日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

▼1-4 これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
外来患者数(人)	437.3	480.8	484.3	442.7	434.3
入院患者数(人)	121.3	121.4	129.3	121.1	121.3
病床利用率(%)	62.9	62.9	67.0	64.5	75.4
平均在院日数(日)	17.4	17.7	17.6	18.1	19.5
患者紹介率(%)	45.1	37.9	35.1	43.1	44.9
患者逆紹介率(%)	66.9	46.2	43.4	62.0	62.4

※外来患者数には、健(検)診受診者数を含む。

※平均在院日数は、急性期病床、地域包括ケア病床、緩和ケア病床を合算したもの。

▼1-5 指定管理の事業年度及び指定管理期間

1 指定管理の事業年度

指定管理の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 指定管理の期間

指定管理開始日は令和9年4月1日とする。期間は20年以上かつ、新病院予定敷地内で診療が開始された日(以下、「業務開始日」という。)から15年以上(業務開始日の前日が属する年度を除く)とする。なお、応募者からの提案により20年を超えることもできる。

※ 新病院における業務開始日は令和13年度中を予定

※ 期間が長期にわたることから、運営交付金等については定期的に見直すものとする。また、提案年数が20年を超える場合は、抜本的な見直しの協議をすることができるものとする。

(例:新病院における業務開始日が令和14年1月1日の場合
現市民病院期間:4年9箇月、新市民病院期間15年3箇月)

▼1-6 高砂市民病院がめざす姿

※「高砂市民病院将来構想(以下「将来構想」という。)」より抜粋

1 公立病院としての必要性

- (1) 新興感染症への対応
- (2) 災害医療への対応
- (3) 救急搬送患者の受入れ
- (4) 高砂市医師会との強固な連携
- (5) 在宅医療の充実

2 他医療機関との連携のあり方

- (1) 開業医からの紹介患者に即時対応できるシステムの構築
- (2) 加古川中央市民病院からの回復期患者の受入れ
- (3) DX化の推進

3 東播磨医療圏における高砂市民病院の役割

- (1) 回復期機能の充実
- (2) 二次救急輪番制の維持

▼1-7 新病院の整備

市は、令和13年度中の移転開院を目指している。指定管理者は、将来構想を十分踏まえ、基本構想・基本計画の策定、設計、工事等、新病院の整備に関して全面的に協力するものとする。

▼1-8 指定管理者が行う業務

1 市民病院における診療等に関すること

(1) 業務内容

市民病院が提供する入院・外来診療等の医療及び関連業務(診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付会計等すべての業務)

ア 基本的な医療機能

(ア) 急性期、回復期、終末期の3診療機能の提供

(イ) 次に掲げる政策的医療の提供

- ・救急医療(二次救急輪番制への参加を含む)
- ・災害医療
- ・新興感染症医療
- ・高砂こども療育支援センター

(ウ) その他の市民ニーズや他の医療機関との役割分担を踏まえた医療の提供

イ 診療日等

現在の市民病院の診療日等(「1-3 現在の市民病院の概要」3 を参照)を基本とする。ただし、市民の利便性向上に資する範囲において、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て変更することができる。

ウ 診療科

次の診療科構成を基本とする。ただし、内科の診療体制の充実を図るものとする。

- ・内科、消化器内科、循環器内科、緩和ケア内科、精神科(休止中)、小児科、外科、呼吸器外科、

乳腺外科、胸部外科、整形外科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、形成外科、産婦人科(産科は休止中)、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

なお、上記診療科の再編や、上記以外の新たな診療科の設置については、指定管理者から実施の提案がある場合は、実施の可否について市と協議の上、決定するものとする。

エ 患者の引継

在院している入院患者及び指定管理開始日の前日までに継続して通院している外来患者を、原則として引き継ぐこと。特別の事情があって引き継ぐことが困難な場合は、対応できる医療機関に確実に引き継ぐこと。

オ 外来診療

- (ア) 各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮するものとする。
- (イ) 必要に応じて、市民の医療需要に対応した専門外来等を実施するものとする。
- (ウ) 地域の医療機関と患者の紹介・逆紹介等の連携を強化するものとする。

カ 入院診療

- (ア) 地域のニーズを的確に踏まえ、医療機能ごとに必要となる病床を稼働し、適切な看護職員の人員配置基準のもと病棟運営をするものとする。
- (イ) 現在行われているチーム医療の継続に努めるものとする。

キ 救急医療

将来構想に掲げている方針を実現するために、受入れ体制の充実を図ること。

ク 看護

- (ア) 患者の状況に応じた、適切な看護ケアをするものとする。
- (イ) 適正な看護配置を行うものとする。
- (ウ) 看護基準・手順を定め、適切に運営するものとする。
- (エ) 職員に対して体系的な継続教育をするものとする。
- (オ) 夜間勤務における勤務時間は、「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」(令和5年文部科学省／厚生労働省告示第8号)に準じるものとする。

ケ 検査・中央診療

診療に必要な検査、手術、処置・治療、調剤・投薬、食事提供、相談支援等について、適切に運営するものとする。

コ 事務管理

病院運営・管理に必要な総務、医療事務、施設維持管理、用度・購買、人事労務管理、経営管理・企画、財務経理等について、適切に運営するものとする。

サ 医師、看護師等の人材育成

- (ア) 診療に支障が生じないよう常勤の医師、看護師等の医療従事者を、年間を通じて安定的かつ適切に配置するものとする。
- (イ) 医療従事者等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備するものとする。
- (ウ) 看護師特定行為研修受講者の増加及び修了者の育成に努めるものとする。

シ 地域医療関連機関との連携・支援機能

(ア) 患者の入退院支援について、適切に運営するものとする。

(イ) 高砂市医師会・播磨歯科医師会・播磨薬剤師会や、加古川中央市民病院などの地域医療機関との適切な連携と関係構築に努めるものとする。

(ウ) 高砂市在宅医療・介護連携支援センター(市民病院内に設置、高砂市が在宅医療・介護連携推進事業を高砂市医師会に委託しているもの)と適切かつ積極的な連携を図るものとする。

(エ) 介護・福祉サービス提供事業所と適切かつ積極的な連携を図るものとする。また、介護老人保健施設、介護老人福祉施設等の求めに応じ、原則として協力病院となるものとする。特に、現在協力病院となっている場合については継続を前提とするものとする。

(オ) 緊急的に施設入所を必要とするものに対する健康診断等について、市からの求めに応じ、可能な限り協力するものとする。

(カ) 患者や市民への地域医療に対する啓発活動、情報提供活動等、地域医療の質を向上させる取組みを推進するものとする。

ス 駐車場

駐車場の運営をするものとする。

(2)留意事項等

ア 第三者評価の受審

日本医療機能評価機構等による第三者評価を受審し、医療の質の向上に努めるものとする。

イ 医療における安全管理

医療法(昭和23年法律第205号)第6条の12及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条の11の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供するものとする。また、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日医政発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)に基づき感染防止策を徹底するものとする。

ウ 医療倫理に基づく医療の提供

患者や患者家族に対し十分な説明を行い、同意の元に医療を提供し、患者の権利を遵守する患者中心の医療を提供するものとする。また、患者の求めに応じて診療録の開示を適切に行うとともに、倫理委員会を設置し、適切な医療提供に関する管理体制を整えるものとする。

エ 適切な広報・広聴

病院ホームページの開設、広報紙の発行等により、医療サービスの提供状況や経営状況等について適切な内容・方法により広報し、病院運営の透明性確保に努めるものとする。また、意見箱の常設や、年1回以上の利用者へのアンケートの実施等により、幅広く患者等の意見を聴き、運営に反映するものとする。

オ 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取り組み

・地域医療連携室を引き続き運営するものとする。

・患者や市民への地域医療に対する啓発活動、情報提供活動等、地域医療全体の質を向上させる取組みをするものとする。

カ 医療データベースについて

医療情報システムにより蓄積された医療情報を引継、利活用するものとする。

キ 災害時等の対応

「高砂市地域防災計画」、「高砂市新型インフルエンザ等対策行動計画」等の市の計画に基づき、市民病院としての役割を果たすものとする。また、「高砂市業務継続計画」等に準拠し、災害発生時や新型インフルエンザウイルス等の感染拡大時に備え、業務継続計画(BCP)を策定するものとする。

ク 委託・賃貸借契約等の取扱い

市民病院が現在契約している委託・賃貸借契約等のうち、指定管理者が業務を開始する際に契約期間が残っているものは、その契約を引き継ぐものとする。

ケ 再委託について

指定管理者は、「指定管理者が行う業務」の実施に当たり必要と認めるときは、あらかじめ書面による市長の承認を得て業務の一部を指定管理者以外の者に委託又は請け負わせることができる。この場合に生じた費用の負担、第三者への損害賠償に対しては、指定管理者が責任を負うものとする。なお、業務の全部を指定管理者以外の者に委託又は請け負わせることはできない。

2 費用等に関すること

ア 指定管理業務に係る経費等

(ア) 市民病院の運営に係る経費(医師・医療技術員・看護師・事務局等の人件費(法定福利費、退職給付引当金を含む)、薬品費、消耗品費等)、施設等の維持管理経費(光熱水費、清掃費、保守点検等)及びその他運営諸経費は、指定管理者が負担するものとする。

(イ) 既に複数年契約を締結している委託業務等については、当該期間が満了するまで継続するものとし、その経費は指定管理者が負担するものとする。ただし、指定管理期間開始までに市が取得し、高砂市病院事業会計の資本的支出において支出しているものについては市が負担するものとする。

イ 利用料金制

利用料金制を導入するため、地方自治法第244条の2第8項及び高砂市病院事業の設置等に関する条例第21条第2項の規定に基づき診療報酬等の利用料金は指定管理者の収入とする。

ウ 施設等の無償貸与

市は、施設等を指定管理者に無償貸与する。ただし、目的外使用に係る施設使用料については、市に支払うものとする。

エ 施設等の改良及び修繕

※負担割合については、「オ 指定管理者が市に支払う費用(指定管理者負担金)」及び「カ 市が指定管理者に支払う費用」を参照すること。

(ア) 施設等のうち、資産(医療機器等)の取得は指定管理者の負担で行うものとする。ただし、その費用が1千万円以上のものは、市と協議を行う。なお、指定管理者が新規購入した物品の所有権は、指定管理者に属するものとし、指定管理期間終了時には原則として市に対し無償で寄附するものとする。

(イ) 施設等の改良工事(施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう)及び新築工事は、協議の上、市が承認した場合に、市の負担で行うものとする。

(ウ) 施設等(物品含む)の修繕(施設の機能維持のために必要な修繕等をいう)は、指定管理者の負担で行うものとする。

(エ) 医療情報システムについて、指定管理者は個人情報漏えい、滅失及び毀損の防止のために必要な措置はもとより、災害時等のシステムダウンやネットワーク攻撃に対しても十分な予防策・対応策を講じた上で、適切に運用管理すること。運用管理、保守、新たなシステム導入に必要な経費は指定管理者の負担で行うものとする。なお、現在他院と連携しているネットワークシステムは維持するものとする。

オ 指定管理者が市に支払う費用(指定管理者負担金)

指定管理者は、市に対し次の費用を支払うものとする。また、支払方法等については、別途協議して定めることとする。

(ア) 新病院建設費については、企業債における元利償還金の一部を指定管理者が支払うものとする。なお、負担の割合については、指定管理者と市で協議するものとする。

(イ) 企業債を活用して購入した資産(医療機器等)については、企業債における元利償還金の4分の1を指定管理者が支払うものとする。

カ 市が指定管理者に支払う費用

市は、指定管理者に対し次の費用を支払うものとする。なお、支払・精算方法等については、別途協議して定めることとする。

(ア) 運営交付金

運営交付金の総額は、本業務の指定期間において、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第17条の2第1項第1号及び第2号に定める経費のほか、本業務の目的をより効果的に達成するために市が負担することが適切と市が認める経費に相当する額(ただし、指定管理者の赤字補填又は資金不足を補填する目的のものは除く。)とし、各年度の運営交付金の額は、市の予算額の範囲内で、年度協定に定めることとする。

市は、救急医療、災害時医療、新興感染症医療、高砂こども療育支援センターの運営を政策的医療として位置付け、これらを実施するための費用を含むものとする。

(イ) 経営基盤強化交付金(赤字補填)

市は、指定管理者による円滑な病院運営の開始を補助し、指定管理者の経営基盤を強化す

るため、損益計算書やそれに類する書類において赤字が生じる場合、その補填として年間2億円を上限に交付するものとする。なお、交付金の交付は、現市民病院運営期間に限る。

(ウ) 資産購入負担金

指定管理の開始の日以降の資産(医療機器等)の取得について、指定管理者の負担で行った場合には、費用の2分の1を市が指定管理者に支払うものとする。

(エ) 国・県補助金相当額交付金

市が、指定管理業務を対象とした国及び兵庫県からの補助金の交付を受けたときの取扱いについては、別途協議のうえ個別に判断するものとする。

(オ) 手数料徴収委託料

市は、地方公営企業法第33条の2の規定により徴収委託事務契約を指定管理者と締結し、指定管理者は、証明書等交付に係る手数料を市に代って徴収し、市に納入することとする。証明書等交付に係る手数料については、診療報酬等と異なり、直接指定管理者の収入とはならないが、納入された手数料収入に相当する額を手数料徴収委託料として支払うものとする。

なお、手数料の額は高砂市民病院使用条例(昭和39年高砂市条例第43号)第2条第6項及び第7項の規定によるが、指定管理者の提案により協議することも可能とする。

3 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供

患者及びその他の来院者の利便性向上のため、売店や食堂等の施設、設備を設置し、サービスの提供を行うこと。

4 訪問看護サービスの提供

引き続き実施すること。

5 健(検)診の提供

- ・平日の健診の拡充など、予防医療の充実に努めること。
- ・日曜健診を含め、健診センターを引き続き実施すること。

6 高砂こども療育支援センター

引き続き実施すること。

7 介護・福祉との連携

- ・原則、介護老人保健施設、介護老人福祉施設等の協力病院となること。
- ・市の介護・福祉担当及び居宅介護支援事業所と連携すること。
- ・地域包括ケアシステム推進を図るため、市の福祉担当と連携すること。

8 診療にかかるサービスの改善

診療にかかるサービスの改善に努めること。

9 市民病院の利用に係る料金に関する業務

(1) 料金の収受等

ア 病院の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制とし、収受に係る事務の経費は、指定管理者の負担とする。

イ 市は、地方公営企業法第33条の2の規定により診断書、証明書等の交付手数料の徴収業務を指定管理者に委託する。指定管理者は診断書、証明書等交付に係る手数料を市に代わって徴収し、市に納入するものとする。市は、納入された手数料収入に相当する金額を指定管理者に支払うものとする。

(2) 利用料金及び手数料の決定

利用料金及び手数料の額は、高砂市民病院使用条例に定める額とする。ただし、診療報酬等法令で定められているものはその額とする。

10 その他の業務

(1) 開設者が市であることの趣旨を理解し、市の行政運営に積極的に協力するものとする。

(2) 市が実施する保健予防・福祉との連携、災害時の対応等、原則として現状の業務は引き続き取り組むものとする。なお、業務に関する諸条件の詳細については協議するものとする。

▼1-9 自主事業

指定管理者は、市民病院の設置目的に整合かつ、「指定管理者が行う業務」の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施できる。なお、自主事業による収入は、指定管理者の収入とする。

1 自主事業実施に当たっての手続き

(1) 指定管理者は、自主事業を実施する場合、市に対して事前に自主事業の内容等を書面で提出して市の承認を得るものとする。

(2) 自主事業を行うために市民病院を利用するときは、市に対して目的外使用許可の申請を行うものとする。

2 その他条件等

(1) 市は、指定管理者が自主事業を実施するに当たって、別途実施事業に対する条件等を付すことができる。

(2) 指定管理者による指定管理期間が終了したとき、市による指定の取消が行われたとき又

は「指定管理者が行う業務」の実施の妨げになる等の事情により市が必要と認めたときは、指定管理者は自主事業を終了し、使用しなくなった施設及び附属設備及び附属備品を速やかに原状回復するものとする。

▼1-10 特定提案

医療サービスの更なる向上のため、以下の項目について提案すること。

なお、下記項目以外にも、市民病院の医療サービス向上、高砂市内・東播磨医療圏内の医療貢献ならびに高砂市民の健康保持・増進に資する内容について提案できる。

提案を求める項目

(1) 新病院の病床数(病床機能別)

※新病院の病床数については、地域医療構想調整会議における地域の合意その他所定の手続きを経て決定されるものである。

※新病院の病床数は127床から199床の間とする。なお、必須病床機能は急性期、回復期、終末期の3機能とする。

(2) 診療日・受付時間等に関する事

(3) 診療科に関する事

※原則、現在の診療科を維持することとするが、新たな診療科の設置について提案することもできる。

(4) 医師、看護師等の確保策に関する事

(5) 新病院建設費に係る元利償還金に対する指定管理者の負担割合

(6) 指定期間に関する事

※特定提案を採用するかどうかは、市と協議の上、協定の締結までに決定する。

▼1-11 指定管理者として遵守すべき事項

1 法令等の遵守

指定管理者は、市民病院の管理運営にあたり、以下の法令等を遵守すること。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)

(2) 薬事法(昭和35年法律第145号)

(3) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(6) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

(7) 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)

- (8) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (9) 労働安全衛生法(昭和47年法律57号)
- (10) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (11) 高砂市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年高砂市条例第50号)
- (12) 高砂市民病院使用条例(昭和39年高砂市条例第43号)
- (13) 高砂市情報公開条例(平成12年高砂市条例第33号)
- (14) その他、市民病院の管理運営に適用される法令、通知、要領等

2 許認可の取得

市民病院の管理運営の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けること。

3 環境への配慮

指定管理業務の遂行に当たって地球温暖化防止等、環境に配慮すること。

4 ユニバーサルデザイン

すべての来院者にとって利用しやすく、安心安全な施設となるよう、配慮すること。現在の市民病院における指定管理期間中は、最低でも現状以上の環境を維持することとし、特に、バリアフリー対応も含めた障がい者に対して合理的配慮を行うこと。

5 帳簿の記帳

指定管理者は、市民病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類について、次年度4月1日から10年間保存すること。また、これらの書類について市が閲覧を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

6 文書管理及び情報公開

指定管理者は、市民病院の管理運営に係る文書等を適正に管理し、指定期間の終了に際しては、市又は市が指定する者に保管文書等を引き継ぐこと。また、高砂市情報公開条例第26条の趣旨を踏まえ、市民病院が保有している文書については法令に基づき適正な対応を行うこと。

7 事業計画・収支計画

指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに次年度の事業計画書及び収支計画書を市に提出すること。

8 業務報告に関すること

- (1) 毎年度終了後2月以内に事業報告書及び収支報告書を提出するものとする。
- (2) 毎年度終了後3月以内に、貸借対照表及び損益計算書を提出するものとする。
- (3) 月次の報告等の取扱いは、市と協議の上、決定する。
- (4) その他市長が必要と認める場合は、随時報告を行うものとする。

9 診療日等

現行の診療日、休診日等は次のとおりとする。

- (1)診療日等 月曜日から金曜日まで

受付時間 午前8時30分から午前11時00分まで

- (2)休診日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

※市民の利便性向上に資する範囲において、指定管理者が特に必要と認めるときは、市の承認を得て変更することができる。

10 個人情報保護に関すること

- (1)指定管理者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の保護のための必要な措置を講じるものとする。
- (2)指定管理者が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

11 守秘義務

指定管理者及びその従業員は、管理の業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理期間終了後及び従業員でなくなった後も同様とする。

▼1-12 指定管理業務のリスク分担、責任

指定管理期間中の市及び指定管理者のリスク分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。ただし、定めに疑義がある場合、又は定めのない事項が生じた場合には、市と指定管理者が協議の上、責任及びリスク分担を決定する。

項目	内容	リスク分担	
		市	指定 管理者
包括的管理責任		○	
協定が締結できない又は締結後に破棄せざるを得ない事情が生じた場合	応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	管理運営の準備のために負担した費用及び生じた損害		○
緊急時の対応	利用者の安全確保、避難誘導		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		○
管理運営費の上昇	市側の要因による運営費用の増大	○	
	指定管理者側の要因による管理運営費用の増大		○
	人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加		○
診療報酬の改定	収入の減少・支出の増加		○
法令等の変更	施設等の設置基準の変更により、施設等の新設又は建物の改築を要するもの等の管理、運営に影響を及ぼす法令変更	両者の協議	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外の税制変更		○
補助金の交付	申請書類の作成		○
	申請書類の提出	○	
官公署の免許、許可、認可等	申請、届出		○
行政財産の目的外使用許可	申請		○
	許可	○	
利用者及び住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情、要望等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報情報の漏洩や犯罪発生等		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設等・物品の管理	施設等の維持管理		○
	施設等の改良工事等	両者の協議	
	物品の修繕・更新等		○

	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに帰すべき事由による施設等、物品の損傷		○
	上記以外による施設等、物品の損傷	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う 損害賠償	医療事故等		○
	騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において周辺住民等第三者の生活環境を阻害し損害を与えた場合		○
	市側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償		○
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償	○	
保険加入	建物総合損害共済	○	
	病院賠償責任保険		○
	自動車損害共済		○
	上記以外	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
管理運営業務の中止・ 中断等	市の責めに帰すべき事由による中止、中断等	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由による中止、中断等		○
	上記以外のもの	両者の協議	
不可抗力	自然災害(地震、台風等)、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

▼1-13 医療事故への対応

医療事故が発生した場合、指定管理者は適切な措置をとるとともに、速やかに市に報告するものとする。事故対応は、指定管理者が責任を持って行うこととする。

また、指定管理者は、医療事故に備え、賠償責任保険に加入する等、万全な体制を整えるものとする。

▼1-14 職員の処遇について

1 再就職を希望する職員の受入れ

市民病院を退職し、引き続き再就職を希望する職員は特段の事情が無い限り、採用すること。

ただし、任期の定めのある職員については、勤務実績等を考慮のうえ、必要に応じて採用することを検討すること。

(1)採用にあたっては、現職員の勤務実績及び能力を十分に考慮し、安易な非正規化や短期契約化を目的としないこと。

(2)採用後は法令等の定めに基づき雇用を確保すること。

(3)職員の処遇については、勤務年数の通算等別途協議すること。

2 移行措置について

(1)移行期間中に現職員へ雇用条件、勤務体制の変更等について十分な説明を行い、理解と同意を得よう努めること。

(2)指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに説明会を実施し、雇用契約締結までに十分な協議期間を設けること。

3 研修等

医師、看護職員、医療技術職員等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備すること。

4 ワーク・ライフ・バランスについて

医療従事者の安全衛生及び労働環境の維持・向上に努めるとともに、職員が心身の健康を保持できる職場環境を確保すること。また、男女を問わず、育児・介護等と仕事の両立が可能となるよう、ワーク・ライフ・バランスの観点から休暇・福利厚生制度等の取りうる各種支援策を講じること。

5 市の関与について

(1)市は、指定管理者が職員処遇に関する義務を適切に履行しているか確認することができること。

(2)市は、必要に応じて指定管理者に対し、改善指導又は協議を求めることができること。

(3)指定管理者は、市からの協議要請に対して誠実に対応すること。

6 その他

採用後についても、処遇については労働関係法令を遵守し、誠実に対応すること。

■第2章

▼2-1 応募に関する事項

1 基本的事項

(1)件名

高砂市民病院指定管理業務

(2)発注者

高砂市

(3)指定管理期間

指定管理開始日は令和9年4月1日とする。期間は20年以上かつ、新病院予定敷地内における業務開始日から15年以上(業務開始日の前日が属する年度を除く)とする。なお、応募者からの提案により20年を超えることもできる。

※新病院における業務開始日は令和13年度中を予定

(4)実施方法

公募型プロポーザル方式

(5)指定方法

高砂市病院事業の設置等に関する条例第9条第3項の定めるところにより指定。

(6)募集要項の配布場所

高砂市政策部市民病院将来構想推進室(市役所本庁舎4階①番)及び市ホームページ
(https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminbyouinsyo_uraikousousuishinshitsu/13222.html)

2 応募資格

応募者は次の(3)に該当せず、(1)～(2)を満たしている法人であって、市民病院と同等規模以上の病院(医療法第1条の5第1項に規定する病院をいう)を良好に経営していること。

(1)次のいずれかに該当する法人

ア 医療法第31条に規定する公的医療機関(病院に限る)の開設者(都道府県、市町村を除く)

イ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの

ウ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの

エ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの

オ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定による一般社団法人又は一般財団法人のうち、病院の運営を目的とするもの

キ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定による公益社団法人又は公益財団法人のうち、病院の運営を目的とするもの

ク 医療法第39条第2項に規定する医療法人のうち、病院を開設しているもの

(2) 次のすべてを満たす法人

ア 市民病院の運営を円滑かつ安定して実施できるもの

イ 法律行為を行う能力を有するもの

ウ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないものに該当しないもの

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加停止、指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人、暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずるもの(それらの利益となる活動を行うもの)でないもの

カ 法人の役員に、破産者で復権を得ないもの又は禁錮以上の刑に処せられその執行が終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでのものが含まれていないこと。

キ 直近3年間の法人税、消費税、地方税(都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税、法人事業税、地方消費税)を滞納していないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

ケ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受けていないこと。

(3) 次に該当する法人は応募を制限する

ア 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む)若しくは第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の法人

イ 国税又は地方税を滞納している法人

ウ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第5号)第2条第1号から第3号までのいずれかに該当する法人

エ 同一事業者や関連事業者等で、適正な競争性が阻害されるおそれがある法人

3 スケジュール

項目	日程
①募集要項等の配布期間	令和8年1月20日(火)～27日(火)
②現地見学会申込期間	令和8年1月20日(火)～27日(火)
③現地見学会	令和8年2月2日(月)～5日(木)
④質問の受付期間	令和8年2月2日(月)～6日(金)
⑤質問への回答期限	令和8年2月12日(木)
⑥事前登録申込書の受付締め切り	令和8年2月16日(月)
⑦応募書類の受付締め切り	令和8年3月19日(木)
⑧審査	令和8年4月9日(木)～16日(木)
⑨指定管理者候補者の選定	令和8年4月23日(木)まで

4 募集要項等の配布

- (1)配布期間 令和8年1月20日(火)から1月27日(火)まで（土日祝日は除く）
- (2)配布時間 午前9時から午後5時まで ※ホームページの場合は随時
- (3)配布場所 高砂市役所政策部市民病院将来構想推進室(市役所本庁舎4階⑪番)及び
市ホームページ
(<https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminbyouinsyouraikousousuishinshitsu/13222.html>)
- (4)配布書類 ア 募集要項
イ 様式集
ウ 参考資料

5 現地見学会

- (1)日時 令和8年2月2日(月)から2月5日(木) 午前9時から午後5時までの間(予定)
- (2)場所 高砂市民病院
- (3)申込方法 「現地見学会参加申込書(別紙1)」に必要事項を記入し、令和8年1月27日(火)午後5時までに市民病院将来構想推進室へメールで申込(メール以外は受付不可)
【宛先:tact1340@city.takasago.lg.jp】
※メール送信後には電話による到着確認を行うこと。
- (4)留意事項
- ・現地見学会は現在の市民病院内を見学できるものであり、参加は任意とする。
 - ・参加人数は各法人4名までとする。
 - ・参加に係る交通費等は参加者負担とする。

・感染症対策として、当日は不織布マスク又はサージカルマスクを着用すること。また、発熱や咳等の症状があるものは参加しないこと。

6 質問の受付及び回答

(1)受付期間 令和8年2月2日(月)から2月6日(金)まで

(2)提出方法 「質問書(別紙2)」に必要事項を記入し、令和8年2月6日(金)午後5時までに市民病院将来構想推進室へメールで提出(メール以外は受付不可)

【宛先:tact1340@city.takasago.lg.jp】

※メール送信後には電話による到着確認を行うこと。

(3)回答方法 令和8年2月12日(木)までに市ホームページに掲載

(<https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminbyouinsyouraikousousuishinshitsu/13222.html>)

ただし、ホームページに掲載することが適当でないと判断した場合は、個別に回答を送付することがある。

7 事前登録申込の受付

(1)受付期間 令和8年2月16日(月)まで

(2)提出方法 「事前登録申込書(別紙3)」に必要事項を記入し、令和8年2月16日(月)午後5時までに市民病院将来構想推進室へメールで提出

【宛先:tact1340@city.takasago.lg.jp】

※メール送信後には電話による到着確認を行うこと。

※応募しようとする場合、事前登録申込書の提出が必須となります。事前登録申込書の提出をせずに、応募書類の提出を行うことはできません。

8 応募書類の受付

(1)受付期間 令和8年3月19日(木)まで(土日祝日は除く)

(2)受付時間 午前9時から午後5時まで

(3)受付場所 市民病院将来構想推進室(市役所本庁舎4階⑪番)

※受付場所まで持参又は郵送(宅配便可)すること。その他メール等による提出は受け付けない。なお、郵送(宅配便)で提出する場合は、受付期間に必着することとし、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

9 応募書類

(1)提出書類

次に掲げる書類を提出すること。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

- ① 「高砂市民病院指定管理者指定申請書(条例施行規則様式第1号)」
 - ② 法人の概要及び実施事業概要が分かる資料(法人のパンフレット等)
 - ③ 事業計画書(様式1)
- ※「1-8 指定管理者が行う業務」の範囲等を踏まえ、指定管理期間を通じた事業計画を示すものとする。なお、「2-2 審査及び選定に関する事項」における(3)選定基準に合致するものとする。
- ④ 収支予算書(様式2)
 - ⑤ 法人の同種業務の実績(様式3)
 - ⑥ 誓約書(様式4)
 - ⑦ 使用印鑑届(様式5)
 - ⑧ 暴力団の排除の推進に係る誓約書及び役員等一覧表(様式6及び様式6別紙)
 - ⑨ 完納証明書 ※本店の所在地が高砂市内にある法人のみ
 - ⑩ 法人の登記事項証明書(3カ月以内に取得したもの)
 - ⑪ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ⑫ 直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録またはこれらに準ずる書類
 - ⑬ 直近3年分の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書(3カ月以内に取得したもの、未納の税額がないことの証明書)

(2)留意点

- ・簡易的なA4ファイル等に綴じて提出すること。
- ・任意様式は、原則として日本産業規格A4版とすること。

(3)提出部数

ア 様式1～3、及び「直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録またはこれらに準ずる書類」

- ・正本1部、副本9部を提出すること。
- ・副本は選定委員会の資料となるため、参加者名が特定できないようにすること。
- ・正本、副本に併せて、CD等電子媒体も提出すること。

イ 上記以外の提出書類

- ・各1部提出すること。

10 応募にあたっての留意事項

- (1)申込をもって、本要項の記載事項を応募者が承諾したものとみなすものとする。
 - (2)申込に必要な経費は、応募者の負担とするものとする。
 - (3)同一の法人が、複数の申込をすることはできないものとする。
 - (4)次の場合は失格とし、応募者に生じた損害は応募者が負うものとする。
- ア 応募資格を失った場合、又は応募資格がないことが判明した場合

イ 応募書類に虚偽の記載があった場合

ウ 選定までの間に指定管理者選定委員会委員に接触した場合

エ 審査に関し不当な要求等を申し入れた場合

オ 応募者が社会的に非難される事件を起こした場合

カ その他不正行為があった場合

(5)応募書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあるものとする。

(6)書類審査前に、応募書類の不備の補完、内容不明点の回答、また必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

(7)応募書類は、錯誤等によるものとして市が認めた場合を除き、書類の追加や差替えはできないものとし、提出された書類の返却は行わない。

(8)応募書類の内容に含まれている特許権、意匠権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果により生じた責任は、応募者が負うものとする。

(9)事業計画書等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、指定管理者候補者の選定等に必要な範囲において、市は事業計画書等の内容が無償で利用できるものとする。

(10)指定管理者の応募のために得た情報について、応募者は他の目的に使用することはできないものとする。ただし、公知の情報及び第三者から合法的に取得できる情報については、この限りではないものとする。

(11)申込後に辞退する場合は、「辞退届(別紙4)」を提出すること。

▼2-2 審査及び選定に関する事項

1 選定方法

指定管理者選定委員会は、応募者から提出された応募書類等について審査を行うものとする。その審査結果を踏まえ、市民病院の設置目的を最も効果的に達成できると認められる者を、指定管理者候補者として選定するものとする。

2 指定管理者選定委員会による審査

(1)実施方法

指定管理者選定委員会は、「(3)選定基準」に基づいて審査を行い、総合的に評価した結果をもとに、候補者の順位を決定するものとする。審査は非公開で行うものとし、応募者が1者であっても審査を行い、指定管理者としての適否を判断するものとする。なお、審査経過及び結果に関する疑義や質疑は一切認めないものとする。

(2)審査内容

ア 書類審査

提出された応募書類を審査するものとする。

イ プレゼンテーション審査

(令和8年4月9日(木)から4月16日(木)までの日を予定。)

応募者は、提案内容の説明を行い、委員は当該説明に対してヒアリングを行うものとする。
なお参加者は、1者につき4名までとし、審査時間はプレゼンテーション30分、質疑30分程度とする。

説明資料は任意様式で作成できるものとするが、応募書類に記載のない事項を追加することは認めない。プレゼンテーション審査の日時等については、別途お知らせする。

(3)選定基準

評価項目	審査の観点	配点
施設の管理運営 (指定管理業務)に 対する理念、基本 方針	・市の病院事業における基本的な政策や計画、あるいは市民病院の設置目的や位置付け等を十分に理解した上で、それら適合した病院運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。	10
	・住民の平等利用の確保についての考え方を持っているか。	
病院運営の実績や 経験等	・他の病院での運営等で安定的な実績を有しているか。	10
	・病院運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有し、熱意や意欲を持っているか。	
施設の設置目的の 達成に向けた取り 組み	次の項目について、具体的かつ適切な計画になっているか。	30
	・現行の診療機能の維持や充実のための方策	
	・外来診療体制及び入院診療体制	
	・政策的医療の実施	
	・看護に係る組織体制確立や教育機会の提供等	
	・地域医療機関との連携や地域医療の質の向上	
特定提案	・特定提案の内容について	20
収支計画等	・病院運営(指定管理業務)に係る収支計画の内容が合理的かつ実現可能か	30
	・経費節減につながる提案はあるか	
	・収入を増加するための実施可能な提案であるか	
管理運営体制等	・医師、看護師その他の病院職員の確保、採用及び配置計画や各部門の組織・責任体制が、具体的かつ適切な計画になっているか。	25
	・長期間安定的な病院運営(指定管理業務)を行っていくだけの人的基盤を有しており、又は確保できる見込みがあるか。	
	・再就職を希望する職員を有効に活用した計画となっているか。	

施設及び設備の維持管理	・施設の現状を正しく認識し、適切な維持管理計画のための基本的な考え方があるか。	5
安全対策・危機管理体制等	・安全管理、院内感染、医療事故発生時の適切な対応、対策が十分考えられているか。	5
	・防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制が十分考えられているか。	
	・個人情報保護するための対策が十分考えられているか。	
運営交付金	・運営交付金の額について	15

(4)その他

評価項目における合計得点が基準(6割以上)に達した者のうち、最高得点者から第1位及び第2位となる応募者を指定管理者候補者として選定するものとする。基準(6割以上)に達した者がいない場合は、候補者の選定を行わないものとする。

なお、最高得点者が複数となった場合は、選定委員会で協議の上、選定委員会委員長が決定するものとする。

(5)細目協議

第1順位候補者との細目協議等の過程において交渉が成立しない場合、又は第1順位候補者が辞退した場合のみ、第2順位候補者と協議を行うものとする。

3 選定結果の通知及び公表等

選定結果は、応募者に通知するとともに市ホームページにおいて公表するものとする。公表内容は、第1順位候補者名、第1順位候補者となった団体の選定理由、応募者ごとの合計評価点(第1順位候補者以外は応募者名を特定できない形で公表)とする。

なお、審査(選定)結果に関する異議申立ては、一切受け付けないものとする。

▼2-3協定の締結及び指定管理者の指定

1 協定の締結

市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画書及び書類審査、提案説明の際の質疑応答において明確化した事項に基づき協議の上、協定を締結するものとする。

なお、この協定は、市議会の議決後に効力を生じるものとする。

2 協定の改定

市は、特別の事情がある場合には、協議の上、協定を改定することができるものとする。

3 主な協定の内容

協定には、次の事項を含むものとする。

- (1) 管理運営業務の範囲及び内容
- (2) 法令の遵守
- (3) 管理運営業務実施上の規定
- (4) 管理運営費用に関する事項
- (5) 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- (6) 施設の維持保全及び管理に関する事項
- (7) 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- (8) 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- (9) 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 指定期間満了に関する事項
- (11) 指定の取消及び指定管理業務の停止に関する事項
- (12) 協定内容の変更に関する事項
- (13) その他必要な事項

4 指定管理者の指定

指定管理者は、市議会の議決を経て決定されるものとする。議決後、市長は指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示するものとする。

▼2-4指定管理者が管理を開始するまでの開業準備、引継

1 開業準備

指定期間の開始までに、指定管理者は準備業務として事業計画書作成業務及び市との連携・調整業務を行うものとする。

2 引継期間

指定管理者の指定から指定管理開始までの期間を引継期間とする。指定管理者は、医療の質の継続及び向上を図るため、指定管理開始前から医師等スタッフの確保に協力するものとする。なお、引継に要する費用の負担は、指定管理者と市との協議により定めるものとする。

▼2-5 協議

募集要項に定めのない事項については、指定管理者と市との協議により定めるものとする。

▼2-6 事業実施状況のモニタリング等

1 市によるモニタリングの実施

市は、施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、指定管理者から提出される月次業務報告書、患者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により、業務の実施状況をモニタリングするものとする。

指定管理者は、患者満足度調査についてのアンケートを実施するものとする。また、利用者からの苦情・意見については、その概要や対応を記録し、市へ報告するものとする。

2 市の監査委員等による監査

市の監査委員等が市民病院の指定管理業務又は経理の状況を監査するために必要と認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求めることがある。

3 指定管理者制度運用委員会

指定管理者制度による市民病院の運営状況を評価するため、「指定管理者制度運用委員会」を開催する。

▼2-7 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

1 指定候補者は、提出済みの「高砂市民病院指定管理者指定申請書(条例施行規則様式第1号)」及び添付書類の記載内容に変更が生じた場合、関係書類を添えて直ちに市に届け出るものとする。

2 指定候補者が辞退する場合は、必ず「辞退届(別紙4)」を提出するものとする。
なお、選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について賠償請求を行うことがある。

3 市は、市議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合、指定を行わないことができるものとする。

また、指定から指定期間開始までの協議の過程において、次のいずれかに該当する場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとする。

ア 指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合

イ 申請資格の失格要件に該当することが判明した場合

ウ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められる場合

エ 協議が成立しない場合

上記の場合には、第2順位候補者を指定候補者として協議を行い、指定管理者候補団体として市議会に議案を提出する。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、市民病院に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しないものとする。また、市議会の議決が得られないことにより、施設の管理・運営開始が延期された場合の損害についても、補償しないものとする。

▼2-8 指定期間満了前の指定の取消

1 地方自治法第244条の2第11項及び高砂市病院事業の設置等に関する条例第18条の規定に該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。指定取消又は指定管理業務の停止を行う必要がある場合の例は、次のとおりとする。

- (1) 高砂市病院事業の設置等に関する条例又は協定の規定に違反したとき
- (2) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず、虚偽の報告、又は調査を妨げたとき
- (3) 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- (4) 本募集要項に定める資格要件を失ったとき
- (5) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- (6) 経営状況の悪化や組織再編行為等により指定管理業務の継続が不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- (7) 本業務の履行に際し不正行為があったとき
- (8) 指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に指定管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- (9) 指定管理者及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき
- (10) 指定管理者の責に帰すべき事由により指定管理業務が行われないうとき
- (11) 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行等の高砂市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う)により指定管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- (12) 病院の管理業務を適正に行うことができなくなったとき
- (13) その他、高砂市が当該指定管理者による管理の継続を適当でないとするとき

2 指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は指定管理業務の停止を行った場合には、運営交付金等の減額、既に支出した運営交付金等の返還又は市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがある。

3 指定管理者が指定の取消を申し出る場合は、その取消を受けようとする日の2年前までに書面により申し出るものとする。また、指定管理者が指定管理業務の全部若しくは一部の停止を求める場合は、速やかに書面により申し出るものとする。

▼2-9 指定期間終了又は指定取消後の引継

1 指定管理者は、指定期間終了又は指定取消に際し、市又は市が指定する者に対し、円滑かつ支障なく市民病院の業務を遂行できるよう、引継、その他必要な対応を行うものとする。

2 市は、必要と認める場合には、指定期間終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定する者による病院の視察を申し出ることができることとする。

3 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は市による指定取消が行われたとき、指定管理者の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

ただし、施設等の価値を高める等相当な理由がある場合は、市の承認により原状回復を不要とする。

4 引継に要する費用は、以下のとおりとする。

(1) 指定管理者の負担とする。

(2) 高砂市、現在の指定管理者及び次期指定管理者が協議の上、決定するものとする。

5 引継は、指定期間開始前年度に行うものとし、市議会における指定議案の議決後、高砂市と次期指定管理者との間で協定を締結して実施するものとする。

▼2-10 特約条項

1 新病院の施設

新設を予定している施設の名称及び位置は今後、市が策定する基本構想・基本計画で示されたものとする。なお、新病院用地については、市の責任において確保するものとする。

2 新病院の建設に向けての協議

病院建物の老朽化の状況を踏まえ、指定期間中に移転建替えを行う計画がある。
指定管理者には、新病院の基本構想・基本計画、設計及び建設に全面的な協力を求めるものとする。

3 新病院の指定管理

新病院予定敷地内における業務開始日から15年以上(業務開始日の前日が属する年度を除く)、引き続き指定管理者が管理・運営するものとする。なお、応募者からの提案により20年を超えることもできる。

※上記3項については、市議会における関係議案の議決を経て確定するものとする。

▼2-11 参考資料

1. 令和6年度病床機能報告 報告様式1(基本票、施設票、病棟票)
2. 令和7年度予算書
3. 令和6年度決算書
4. 施設基準一覧
5. 行政財産使用許可一覧
6. 主要医療機器一覧
7. 主要委託・賃貸借契約一覧
8. 職員数
9. 施設図面
10. 高砂市民病院移転候補地の考え方について
11. 高砂市民病院将来構想
12. 高砂市民病院の将来予測の結果による経営形態

※「9. 施設図面」の資料提供は個別に行いますので、高砂市民病院事務局にお問い合わせください。高砂市民病院事務局 電話: 079-442-3981(内線 5252)

▼2-12 担当部署、問い合わせ先

(公募手続きに関すること)

高砂市政策部市民病院将来構想推進室(市役所本庁舎4階⑪番)

担当: 稲岡、田中

〒676-8501

住所: 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話: 079-441-7110

FAX: 079-442-2229

メール: tact1340@city.takasago.lg.jp(政策部市民病院将来構想推進室)

(内容に関すること)

高砂市民病院事務局

担当: 志方、木下

〒676-8585

住所: 兵庫県高砂市荒井町紙町 33 番 1 号

電話: 079-442-3981(内線 5252)

FAX: 079-442-5472

メール: tact5510@city.takasago.lg.jp(高砂市民病院事務局総務課)